

第2章 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況

① 節 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

○主な取組

- ・日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施（法務省）

被害者参加人のための国選弁護制度においては、日本司法支援センターは、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保のほか、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名通知するなどの業務を行っている。平成25年1月現在、被害者参加弁護士契約弁護士は3,189人となっており、平成24年4月1日から同年12月末日までの国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数は215件289人であった。

損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、日本司法支援センターがカウン

セラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることについて検討を行い、必要な施策を実施するとされたところ、所要の調整を進めている。

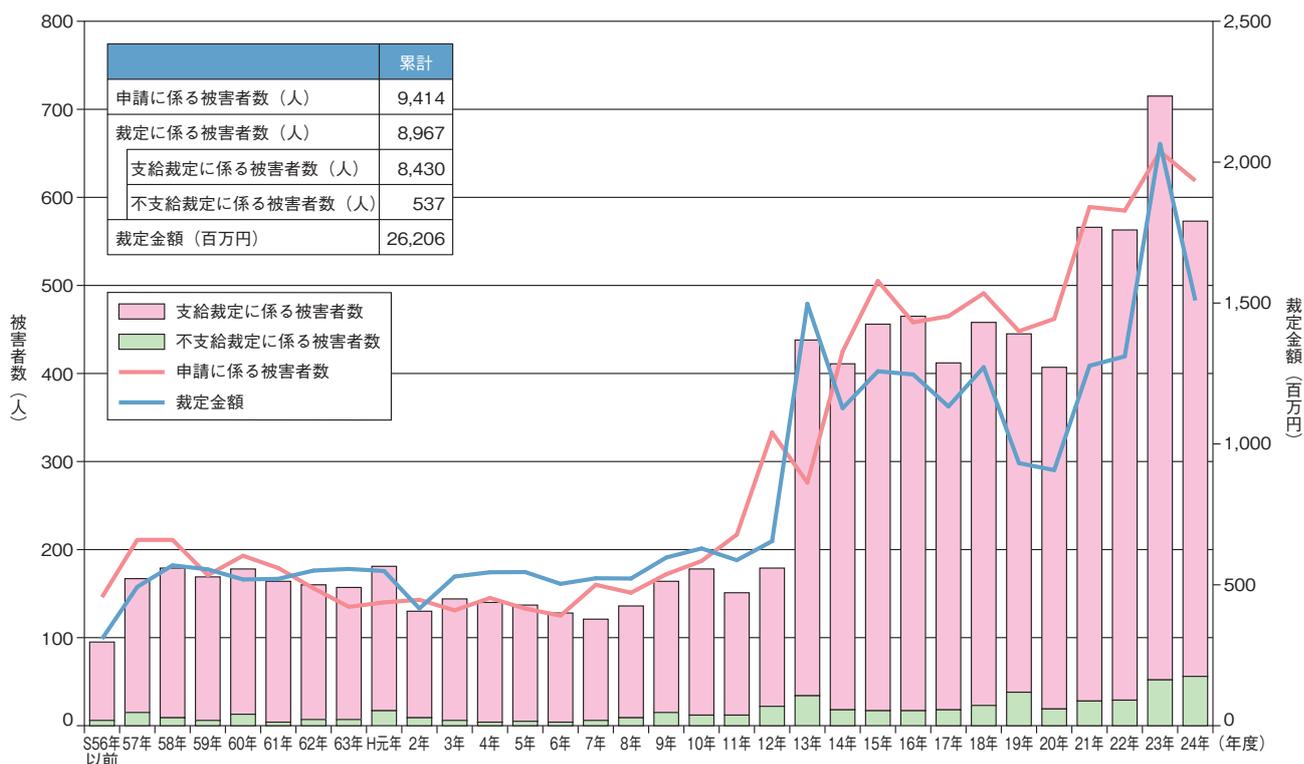
(2) 給付金の支給に係る制度の充実等

○主な取組

- ・現行の犯罪被害給付制度の運用改善（警察庁）

平成20年7月、大規模な法令改正により、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等を図った。さらに、平成21年10月、親族犯の犯罪のうち、配偶者からの暴力事案について特に必要と認められる場合には、全額支

犯罪被害給付制度の運用状況



提供：警察庁

給ができるように特例規定の見直しを行うなど、継続的に制度の拡充を行っており、平成24年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は、約15億900万円となった。

- ・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討（内閣府，警察庁，法務省，厚生労働省，国土交通省）

平成24年度中には、平成20年に改正された犯罪被害給付制度の運用状況の確認，犯罪被害者等の経済的支援となり得る各種社会保障制度の概要の確認，海外調査などを行ってきた。

- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討（内閣府，警察庁，法務省，文部科学省，厚生労働省）

最終取りまとめにおいて、公費負担制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を明らかにするための研究会が設置され、その研究に基づき、公費負担制度が導入されることを期待すること、および、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援を一層充実させるため等の措置が執られるべきであるとの提言が出され、平成25年3月、推進会議において、同提言内容に従った施策の実施の推進が決定された。

(3) 居住の安定

○主な取組

- ・被害直後及び中期的な居住場所の確保(厚生労働省，警察庁，内閣府)

厚生労働省において、平成24年度から、婦人相談所からの退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を行う場合に、建物の賃貸料の一部を措置費算定している。

また、児童相談所において、必要があると認めるときは、子どもの一時保護(委託を含む。)を実施している。平成23年度の所内一時保護件数は20,289件、委託件数は9,985件となっている。

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている(犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借上げに要する経費(国庫補助金):24年度16百万円、25年度16百万円)。

(4) 雇用の安定

○主な取組

- ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省)

企業や労働者に対し、犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度導入についての周知・啓発を図るため、平成24年度にはリーフレットやポスターを作成し、経済団体、労働団体等224団体に送付するとともに、セミナーを開催。なお、24年度、同制度の導入につきアンケートを実施したところ、企業、労働者とも9割以上が、同制度を導入すべきという意見があることさえ知らないという状況であった。

被害回復のための休暇制度



提供：厚生労働省

② 節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○主な取組

- ・PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大（厚生労働省）

平成24年度の診療報酬改定において、精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等が行う通院・在宅における精神科専門療法の評価を充実した。

- ・ワンストップ支援センターの設置促進（内閣府，警察庁，厚生労働省）

ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省，警察庁，法務省，文部科学省等の協力を得て、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引」を作成，平成24年5月に公表し（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/shien_tebiki.html），犯罪被害者支援団体，医療機関，地方公共団体，警察等に配布した（内閣府）。

平成24年9月，医療機能情報提供制度の内容に，ワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかに関する項目を追加するよう，都道府県に対し周知を図った（厚生労働省）。

- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）

現在，全ての都道府県警察において，部外の精神科医，臨床心理士などに対し，犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また，被害少年に対しては，少年補導職員などの専門職員が，部外専門家などから助言を得つつ，カウンセリングを実施している。

警察庁では，平成24年度からカウンセリング指導係を設置し，犯罪被害者等へ

のカウンセリング経験が豊富で臨床心理士の資格を有する係員を配置して，全国警察に対するカウンセリングの指導を実施している。

さらに，平成19年度から，臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し，カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている（カウンセリング専門職員に対する専門研修に要する経費（国庫補助金）：24年度9百万円，25年度9百万円）。

(2) 安全の確保

○主な取組

- ・判決確定，保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施（法務省）

被害者等通知制度の平成24年の実施状況については，通知希望者数は，67,750人であり，実際に通知を行った延べ数は122,376人であった。また，判決確定後の加害者に関する情報のうち，刑の執行終了予定時期について延べ11,383件，刑事施設における処遇状況について延べ13,963件，受刑者の釈放について延べ

法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数（人）	通知者数（人）
平成13年	14,777	22,672
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
平成21年	61,007	107,464
平成22年	62,993	114,996
平成23年	63,542	118,933
平成24年	67,750	122,376
合計	612,631	1,035,591

提供：法務省

2,373件、執行猶予の言渡しの取消しについて延べ134件の通知がそれぞれ行われた。

また、保護処分を受けた少年に関する情報のうち、少年院での処遇に関する事項について延べ344件、仮退院審理に関する事項について延べ160件、保護観察状況に関する事項について延べ573件の通知がそれぞれ行われた。

- ・児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等（厚生労働省）

平成24年4月より、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための改正民法等が施行されるとともに、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を見童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための改正児童福祉法が施行されている。

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

○主な取組

- ・ビデオリンク等の措置の適切な運用（法務省）

犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンクなどの制度の適切な運用に努めている。

平成24年1月から同年12月までの間に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は121人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,757人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は288人であった。

証人の保護等の状況

年次	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成20年	86	1,007	202
平成21年	79	1,094	235
平成22年	102	1,295	261
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288

(注)

1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。

2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

③ 節 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

○主な取組

- ・被害者参加人への旅費等の支給に関する検討（法務省）

公判期日等に出席した被害者参加人が日本司法支援センターから旅費等の支給を受けられるようにすることについての所要の規定を整備するため、平成25年3月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

- ・被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討（法務省）

被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件を緩和し、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することについて、前記の被害者参加人のための旅費等支給制度とともに所要の規定を整備するため、平成25年3月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

④ 節 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン

○主な取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等（内閣府）
第1章参照

(2) 調査研究の推進等

○主な取組

- ・犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究（厚生労働省）
厚生労働科学研究において、平成23年度から「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」（主任研究者金吉晴）を3年計画で実施しており、平成24年度には「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（分担研究者中島聡美（国立精神・神経医療研究センター）他、平成25年2月15日初版）」（<http://cocorocare.jp/c/guideline/>）を作成した。
- ・法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討（法務省）



提供：厚生労働省

4回目となる調査を平成24年1月に全国で実施。関係機関において犯罪被害者等に対する適切な支援策など被害者関係施策について幅広く検討する際の基礎資料として活用されるよう、平成25年3月に調査結果を取りまとめ、公表した。

コラム

5

犯罪被害実態(暗数) 調査について(抜粋)

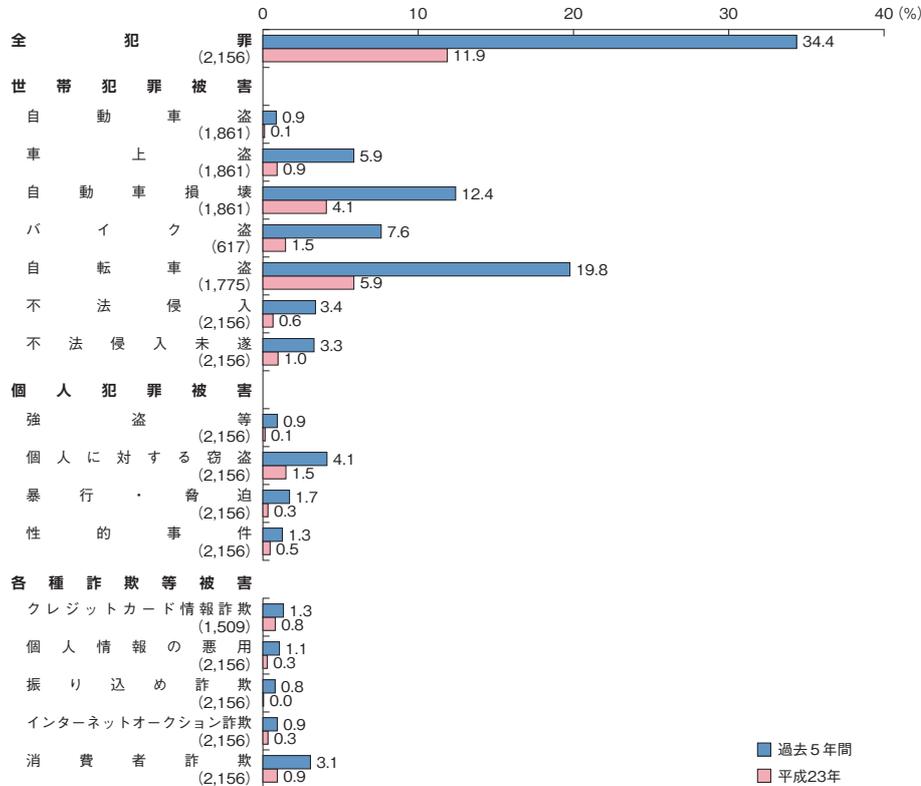
法務省の研究機関である法務総合研究所では、平成12年から4年ごとに、「犯罪被害実態(暗数) 調査」を実施しています。

ここでは、平成24年1月に実施した第4回調査（なお、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」と題して実施しました。）について、調査結果の概要をお伝えします。

1 被害態様別被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間と平成23年中の被害率（1回以上犯罪被害に遭った比率）を、被害態様別に見ると、図1のとおりです。

図1 第4回調査 被害態様別過去5年間・平成23年の被害率



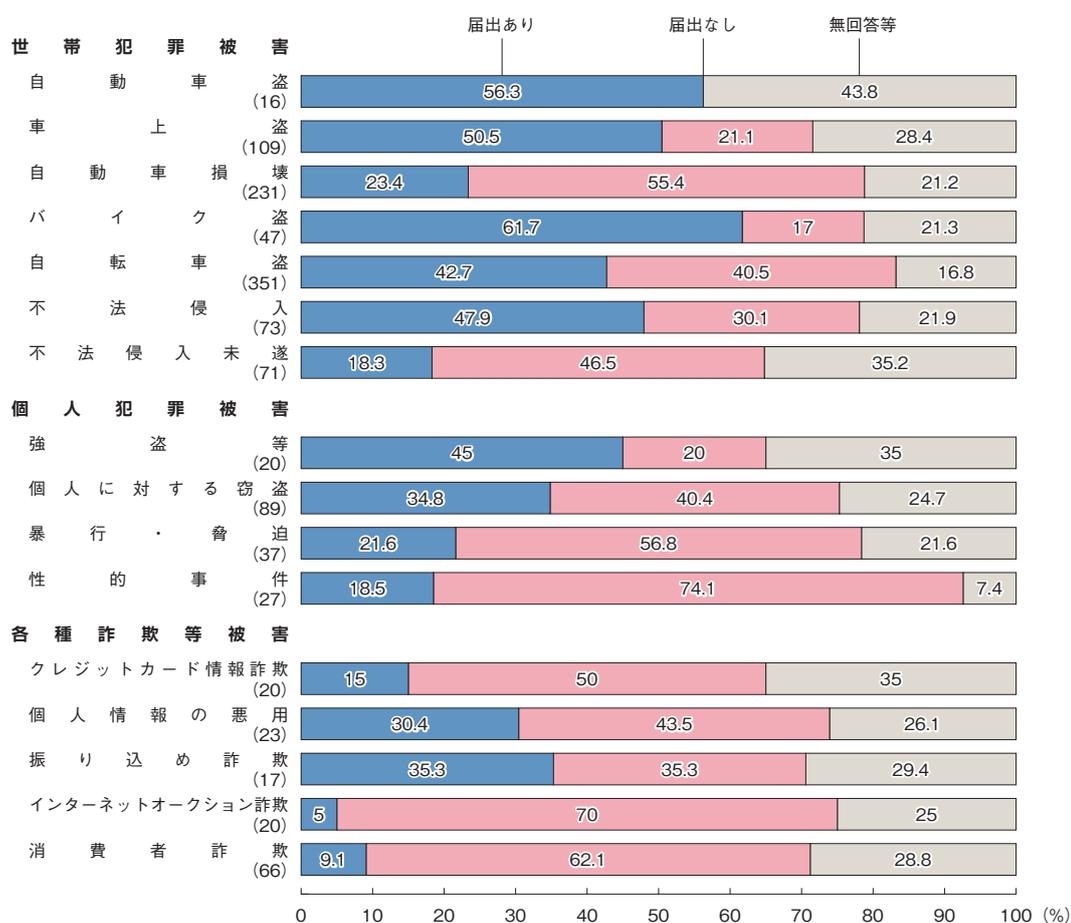
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 第4回調査の調査実施時点は、平成24年1月である。
 3 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
 4 「全犯罪」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害、すなわち、自動車盗、車上盗（部品盗を含む。）、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入（侵入盗を含む。）、不法侵入未遂、強盗等（恐喝及びひったくりを含む。）、個人に対する窃盗（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びひったくり以外の窃盗）、暴行・脅迫及び性的事件（強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
 5 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
 6 「各種詐欺等被害」のうち、個人情報の悪用及び消費者詐欺については、世帯単位の被害率である。
 7 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード又はデビット機能のあるカードの保有者に対する比率である。
 8 「個人情報の悪用」は、例えば、預貯金口座の開設や携帯電話の契約等のために、第三者が本人になりすました場合等であり、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。
 9 () 内は、各被害態様別回答者総数の実人員であり、「わからない」と回答した者及び無回答の者を含む。

2 被害態様別被害申告率

図2は、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害に遭った世帯又は個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回の被害がある場合は、直近のもの）を捜査機関に届け出た比率）を見たものです。

ほとんどの被害態様において、「届出なし」の回答が約2割から7割に及んでおり、暗数が相当数あることがうかがえます。

図2 第4回調査 被害態様別過去5年間の被害申告率



注 1 図1の脚注1～3, 8, 9に同じ。
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について質問した。

3 被害を申告する理由・申告しない理由

被害を届け出なかった理由を調べるため、複数の選択肢を示して、あてはまるものを全て選んでもらいました。

「暴行・脅迫」の被害では、被害を届け出なかった人（21人）が回答した主な理由は、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「捜査機関は何もしてくれない」（各8人）、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」（7人）、「自分で解決した（犯人を知っていた）」（6人）でした。

「性的事件」の被害では、被害を届け出なかった人（20人）が回答した主な理由は、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「自分で解決した（犯人を知っていた）」（各6人）、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「それほど重大でない（損失がない、たいしたことではない）」（各4人）でした（なお、「性的事件」には、法律上処罰の対象とならない行為も含まれています。図1注4参照）。

(3) 民間の団体に対する援助

○主な取組

- ・民間の団体への支援の充実（内閣府，警察庁，厚生労働省，法務省，文部科学省，国土交通省）

預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業として，平成24年12月より，犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与，犯罪被害者等支援団体に対する助成の両事業が開始された。

警察において，民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣などの支援に努めているほか，活動支援，相談業務の委託，直接支援業務の委託及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し，民間被害者支援団体に対する財政的援助の充実に努めている。また，平成25年度からは，性犯罪被害者の早期回復に資するための直接支援，相談活動等の業務委託費を新たに予算措置している。（民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費（国費）：24年度6百万円，25年度6百万円），（民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：24年度87百万円，25年度42百万円），（民間被害者支援団体に対する相談業務

の委託に要する経費（国庫補助金）：24年度111百万円，25年度109百万円），（民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：25年度48百万円）

- ・警察における民間の団体との連携・協力の強化（警察庁）

平成24年6月，多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し，多大な功労があったと認められる犯罪被害者等早期援助団体，犯罪被害相談員等に対して，警察庁長官と認定特定非営利活動法人全国犯罪被害者支援ネットワーク代表者とが連名表彰等を行う「犯罪被害者支援功労者・功労団体表彰等」の表彰制度が設けられた。

犯罪被害者支援特別栄誉賞受賞者



提供：警察庁

5 節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 国民の理解の増進

○主な取組

- ・犯罪被害者の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施（内閣府）

第1章参照

- ・犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施（内閣府，法務省，厚生労働省）

内閣府において，毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴

女性に対する暴力をなくす運動



力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。

また、春(平成24年4月6日から同月15日)と秋(平成24年9月21日から同月30日)の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省において、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の1つとして掲げ、人権週間(12月4日から同月10日)を始め、1年を通して、全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。

厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、11月を「児

童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成24年度は、「気づくのはあなたと地域の心の目」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を北海道札幌市で開催(11月24日)、広報啓発ポスター・リーフレットの作成・配布、政府広報を活用した、各種媒体(インターネットテレビ、ラジオ、新聞など)による広報啓発などを行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

犯罪被害者等支援シンボルマーク

